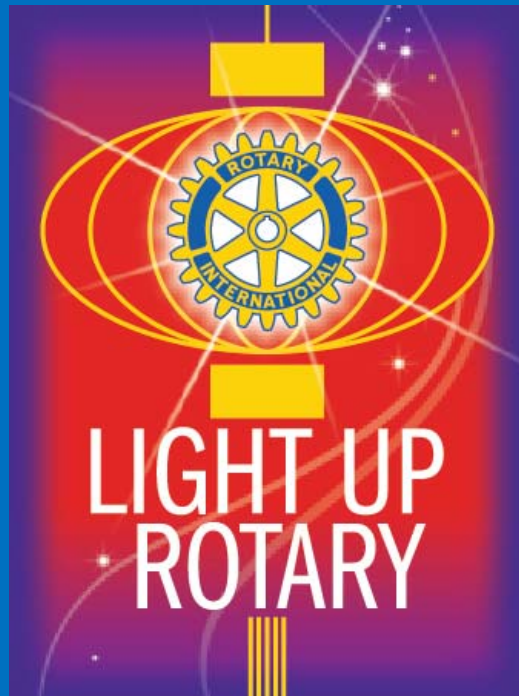


2014(平成 26)年～2015(平成 27)年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



ロータリーに輝きを

2014-15 年度国際ロータリー会長
ゲイリー C.K. ホアン Gary C.K. Huang 黄其光

第 2590 地区ガバナー 大野 清一

横浜緑ロータリークラブ 会長 若山 誉

第2590地区
Rotary
横浜緑ロータリークラブ



2014(平成 26)年～2015(平成 27)年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



LIGHT UP ROTARY ローターリーに輝きを

2014-15 年度国際ロータリー会長
ゲイリー C.K. ホアン Gary C.K. Huang 黄其光

第 2590 地区ガバナー 大野 清一

横浜緑ロータリークラブ 会長 若山 誉

2014-15年度 横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

委 員 会 名	Page
横浜緑ロータリークラブ組織表	1
会長	2
幹事	
クラブ概況報告	4
活動計画	8
S.A.A.	8
会計	8
2012～2013年度予算表	9
2012～2013年度予算集計表	11
クラブ奉仕委員会	
クラブ奉仕委員会	12
出席委員会	12
充填・未充填職業分類表	13
職業分類・会員選考委員会	18
親睦活動委員会	18
雑誌委員会	19
クラブ会報委員会	19
会員増強委員会	19
年間プログラム表	20
プログラム委員会	22
ロータリー情報・広報・クラブIT委員会	22
職業奉仕委員会	
職業奉仕委員会	23
社会奉仕委員会	
社会奉仕委員会	24
環境保全委員会	24
国際奉仕委員会	
国際奉仕委員会	25
ロータリー財団委員会	26
米山記念奨学委員会	26
青少年奉仕委員会	
青少年奉仕委員会	27
インターアクト・RYLA委員会	27
標準ロータリークラブ定款	28
横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則	42
横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程	58
R.I関係事務所アドレス	61



横浜緑ロータリークラブ組織表

2014-15年度(平成26～27年度)

(*印:理事会)

1 理 事 *河原 裕典 *浅井 優子 *工藤 公仁 *飯田 正男 *下中 英輝

2 役 員

会 長 *若山 誉 副会長 *露木 健造(会長エレクト・会計監査)

副会長 *天野 正昭(会計監査)

幹 事 *高嶋 淳二 副幹事 小泉 豊

S.A.A *北原 弘文 副S.A.A 三好 智一 井上 幸治

会 計 *竹内 建 副会計 清水 裕之 肥塚 俊成

3 委 員 会 (◎印:委員長 ○印:副委員長 ・印:委員)

A クラブ奉仕委員会 ◎河原 裕典(担当理事) ○井藤 昭宏 ・大地 哲郎
・武藤 泰典 ・三好 智一 ・田中 孝 ・小泉 豊
・井上 幸治 ・石川 輝久

1.出席委員会 ◎大地 哲郎 ○村松 勇治 ・井藤 昭宏

2.職業分類・会員選考
委 員 会 ◎武藤 泰典 ○加藤 喜夫 ・山下 栄蔵

3.親睦活動委員会 ◎三好 智一 ○下中 英輝 ・齊藤 清紀 ・大地 哲郎
・北原 弘文 ・武藤 泰典 ・河原 裕典 ・露木 建造
・飯田 正男

4.雑誌委員会 ◎田中 孝 ○大野 富生 ・鶴岡 武

5.クラブ会報委員会 ◎井藤 昭宏 ○石川 輝久 ・舟橋 金之介

6.会員増強委員会 ◎小泉 豊 ○下中 英輝 ・肥塚 俊成

7.プログラム委員会 ◎井上 幸治 ○江田 憲司 ・露木 建造

8.ロータリー情報・広報
・クラブIT委員会 ◎石川 輝久 ○天野 正昭 ・北原 弘文

B 職業奉仕委員会 ◎浅井 優子(担当理事) ○下中 英輝 ・舟橋 金之介

C 社会奉仕委員会 ◎工藤 公仁(担当理事) ○齊藤 清紀 ・森 一誠

1.環境保全委員会 ◎齊藤 清紀 ○加藤 喜夫 ・天野 正昭

D 国際奉仕委員会 ◎飯田 正男(担当理事) ○大野 富生 ・餅田 実

1.ロータリー財団委員会 ◎大野 富生 ○鶴岡 武 ・田中 孝

2.米山奨学委員会 ◎餅田 実 ○山下 栄蔵 ・村松 勇治

E 青少年奉仕委員会 ◎下中 英輝(担当理事) ○清水 保代 ・三好 智一

1.インターアクト・RYLA
委 員 会 ◎清水 保代 ○三好 智一 ・齊藤 清紀

4 事 務 局 株式会社 NFC

第2590地区 役員・委員

ロータリー財団補助金委員会委員長

鶴岡 武

YE危機管理委員会副委員長

齊藤 清紀

RYLA委員会委員

三好 智一

ロータリー財団補助金委員会委員

武藤 泰典

グローバル補助金委員会委員

北原 弘文

8. 東日本大震災への復興支援

＊上記は、2014 年 3 月 18 日に行われたクラブ会長エレクトセミナー(PETS)でのお話から引用させていただきました。

(3)横浜緑ロータリークラブの方針

RI が提唱する事項及び地区の方針に沿うように年次目標を立て活動を行っていきます。

- ① 会員増強
「会員一名につき一名以上の紹介」といった策を講じ会員基盤の拡大を図ります。
- ② 退会防止
魅力あるクラブ活動を通じて例会への出席率を上げ、会員相互の友情を深めていきます。
- ③ 奉仕活動
5大奉仕委員会と連携をし、地元地域の発展のための行事を開催あるいは手伝いをします。
- ④ 親睦活動
会員同士、家族も含めた人間関係が構築できる企画を多く開催します。(家族会等)
ロータリーデーを開催し、地域社会の人々が楽しんで参加できるイベントを催します。
- ⑤ ロータリー財団
機会があればグローバル補助金プロジェクトに該当する活動に参加します。
- ⑥ 米山記念奨学事業
米山奨学事業の意義をよく理解し、普通寄付・特別寄付の支援を行います。
- ⑦ 青少年奉仕
インターアクトクラブと一緒に行動し、地域社会の行事に参加します。(区民祭、募金活動、清掃活動等)
- ⑧ 50 周年に向けて
50 周年に向けての足掛かりとなる最初の年にします。
- ⑨ 他クラブとの関係
姉妹クラブである香港南 RC 及び千葉緑 RC との交流を促進いたします。

「入りて学び 出でて奉仕せよ」を実践していきますので、皆様のご協力のほどいたします。

ク ラ ブ 概 況 報 告

幹 事： 高 嶋 淳 二
副幹事： 小 泉 豊

クラブの概況

1. 名称区域及び所在地

(1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ

(2) 地 域 横浜市 緑区・青葉区・都筑区

	総人口	世帯数	
緑 区	179,282	73,570	[2014(平成26)年6月1日 現在]
青 葉 区	308,456	124,629	[2014(平成26)年6月1日 現在]
都 筑 区	210,229	79,639	[2014(平成26)年6月1日 現在]
地 域 合 計	697,967	277,838	横浜市:「横浜人口ニュース(推計)」より

(3) 事 務 局 〒226-0016 横浜市緑区霧が丘2-12-1 (株)NFC内

TEL : 045-442-8091 FAX : 045-442-8092

Email : rc.office@rcmidori.org

URL : http://www.rcmidori.org/

(4) 例 会 場 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台1-5-8

TEL : 045-482-2109 FAX : 985-2108

URL : http://www.tokyu-com.co.jp/aobadai/index.html

(5) 例 会 日 時 毎週水曜日 12時30分～13時30分

2. 創立

1970(昭和45)年 2月28日 創立総会(スポンサー・クラブ 横浜港北RC)

1970(昭和45)年 3月11日 RI正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一

1970(昭和45)年12月13日 RI加盟 認証状伝達式

4クラブ合同(横浜港南・横浜瀬谷・横浜緑・横浜旭) 於:横浜文化体育館

付 記

所属地区は、当初第359地区。1974(昭和49)年7月、第359地区より山梨県・静岡県を区域とする第362地区が分割され、当地区は神奈川1県となりました。

1977(昭和52)年7月よりRIの地区変更により、第259地区となりました。

1991(平成3)年7月よりRIの地区変更により、第2590地区となりました。

☆ チャーターメンバー(24名)

秋 田 茂	1980(昭55).02.20	退会	浜 田 淳 太 郎	1973(昭48).01.31	退会
石 川 治 道	1977(昭52).06.30	退会	細 辻 文 次	1972(昭47).06.28	退会
岩 崎 薫 正	1982(昭57).06.30	退会	岩 本 正 三	1988(昭63).07.08	退会
小 林 安 雄	1995(平07).06.30	退会	松 田 三 郎	1972(昭47).06.07	退会
小 峰 政 博	1973(昭48).10.20	退会	三 橋 英 一	1992(平04).03.21	死去
相模原南RCへ					
中 山 恒 三 郎	1985(昭60).04.24	退会	名 倉 健 二	1998(平10).12.30	名誉会員死去
柴 田 清	1973(昭48).04.04	退会	岡 本 健	2012(平24).02.03	死去
鈴 木 憲 一	1979(昭54).09.01	死去	志 田 宝	1972(昭47).01.29	退会
土 志 田 昭 吉	1979(昭54).08.29	退会	高 橋 正 文	1975(昭50).06.26	退会
足 立 英 一	1971(昭46).09.01	退会	富 永 力	1989(平01).12.30	退会
麻 生 和 衛	1979(昭54).12.26	退会	鶴 川 昇	2007(平19).11.28	死去
藤 森 茂	1972(昭47).04.05	退会	吉 田 晴 太 郎	1973(昭48).05.02	退会

3. 歴代会長・幹事 及び 会員数、出席率

年 度	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年 間 平 均 出 席 率	備 考
創立時 ～1970(昭和45)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	92.86%	設立から6月迄
1970(昭和45) ～1971(昭和46)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	98.58%	
1971(昭和46) ～1972(昭和47)	秋 田 茂	三 澤 君 夫	41名	98.09%	
1972(昭和47) ～1973(昭和48)	小 林 安 雄	高 橋 正 文	40名	94.09%	
1973(昭和48) ～1974(昭和49)	加 藤 雅 光	名 倉 健 二	37名	98.40%	
1974(昭和49) ～1975(昭和50)	鵜 川 昇	山 下 栄 蔵	39名	97.67%	
1975(昭和50) ～1976(昭和51)	名 倉 健 二	武 藤 松 一	42名	97.38%	
1976(昭和51) ～1977(昭和52)	中 山 恒三郎	岩 沢 幸 男	47名	98.60%	
1977(昭和52) ～1978(昭和53)	三 澤 君 夫	岡 本 健	48名	98.82%	
1978(昭和53) ～1979(昭和54)	森 善 助	浜 田 勝 弥	47名	98.67%	
1979(昭和54) ～1980(昭和55)	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	50名	98.74%	
1980(昭和55) ～1981(昭和56)	岡 本 健	代々木 和男	45名	99.33%	
1981(昭和56) ～1982(昭和57)	岩 沢 幸 男	中 林 靖	50名	99.18%	
1982(昭和57) ～1983(昭和58)	田 辺 政 雄	内 野 晃	48名	99.11%	
1983(昭和58) ～1984(昭和59)	武 藤 松 一	渡 辺 武	50名	97.86%	
1984(昭和59) ～1985(昭和60)	戸 田 裕 也	寺 崎 誠 三	45名	96.31%	
1985(昭和60) ～1986(昭和61)	田 沼 文 衛	岩 岡 正	45名	96.27%	
1986(昭和61) ～1987(昭和62)	中 林 靖	赤 柄 忠 昭	50名	97.83%	
1987(昭和62) ～1988(昭和63)	内 野 晃	藪 島 五 郎	51名	96.96%	
1988(昭和63) ～1989(平成1)	代々木 和男	遠 藤 真 作	53名	95.65%	
1989(平成1) ～1990(平成2)	藪 島 五 郎	幸 内 伸 雄	47名	94.68%	
1990(平成2) ～1991(平成3)	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	50名	94.50%	
1991(平成3) ～1992(平成4)	幸 内 伸 雄	横 井 好 明	51名	91.92%	
1992(平成4) ～1993(平成5)	遠 藤 真 作	日 高 信 良	46名	91.91%	
1993(平成5) ～1994(平成6)	横 井 好 明	遠 藤 一 典	45名	92.46%	
1994(平成6) ～1995(平成7)	渡 辺 宏 未 (横井 好明)	井 上 周 輔	47名	93.81%	
1995(平成7) ～1996(平成8)	中 林 靖	脇 田 幸 一	43名	92.70%	

1996(平成8) ～1997(平成9)	小 林 新 一	金 子 朝 夫	43名	95.30%	
1997(平成9) ～1998(平成10)	遠 藤 一 典	森 宏	43名	95.40%	
1998(平成10) ～1999(平成11)	脇 田 幸 一	市 瀬 栄 一	48名	93.00%	
1999(平成11) ～2000(平成12)	森 宏	須 藤 保 夫	39名	92.60%	
2000(平成12) ～2001(平成13)	藤 津 均	村 松 勇 治	38名	92.60%	
2001(平成13) ～2002(平成14)	加 藤 喜 夫	森 一 誠	38名	86.70%	
2002(平成14) ～2003(平成15)	市 瀬 栄 一	鶴 岡 武	36名	95.00%	
2003(平成15) ～2004(平成16)	森 一 誠	齊 藤 清 紀	36名	88.80%	
2004(平成16) ～2005(平成17)	村 松 勇 治	武 藤 泰 典	38名	87.40%	
2005(平成17) ～2006(平成18)	鶴 岡 武	河 淵 雄	35名	90.40%	
2006(平成18) ～2007(平成19)	齊 藤 清 紀	北 原 弘 文	34名	85.90%	
2007(平成19) ～2008(平成20)	大 地 哲 郎	長 根 信 康	34名	85.27%	
2008(平成20) ～2009(平成21)	河 淵 雄	濱 田 茂	40名	83.33%	
2009(平成21) ～2010(平成22)	河 原 裕 典	若 山 誉	42名	83.17%	
2010(平成22) ～2011(平成23)	餅 田 実	田 中 孝	45名	80.82%	
2011(平成23) ～2012(平成24)	北 原 弘 文	下 中 英 輝	39名	85.15%	
2012(平成24) ～2013(平成25)	武 藤 泰 典	露 木 健 造	36名	集計中	
2013(平成25) ～2014(平成26)	天 野 正 昭	清 水 裕 之	34名	集計中	
2014(平成26) ～2015(平成27)	若 山 誉	高 嶋 淳 二	32名		前年度末現在

4. 会員 [2014(平成26)年6月30日 現在]

(1) 会員の種類

正 会 員 32名
内チャーターメンバー 0名

(2) 年令構成

30才 ～ 39才	0名	40才 ～ 49才	6名	50才 ～ 59才	10名
60才 ～ 69才	10名	70才 ～ 79才	4名	80才以上	2名
最高齢	87才	最年少	41才	平均年齢	61才

5. 行事及び諸会合予定

別紙プログラム添付

6. 今期までの主なる歩み

	内 容	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長等
1	チャーターナイト	1970(昭45).12.13	石川 治道	柴 田 清	(特別代表) 山 崎 卯 一
2	インターアクトクラブ設立	1977(昭52).11.23 桐蔭学園	三 澤 君 夫	岡 本 健	桐蔭学園高校 インターアクトクラブ
3	10 周 年 記 念	1980(昭55).03.22	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	三 澤 君 夫
4	ローターアクトクラブ設立	1980(昭55).11.23 桐蔭学園	岡 本 健	代々木 和男	桐蔭学園高専 ローターアクトクラブ
5	20 周 年 記 念	1989(平01).04.01	代々木 和男	遠 藤 真 作	鵜 川 昇
6	ガバナー出身	1990(平02).07.01 1991(平03).06.30	鵜川 昇 会員		
7	拡大実験(創立総会)	1978(昭53).05.25 三井銀行青葉台支店	三 澤 君 夫	岡 本 健	横 浜 田 園 RC 加 藤 雅 光
8	拡大実験(創立総会)	1984(昭59).03.27 和光証券	武 藤 松 一	渡 辺 武	横 浜 た ま RC 中 山 恒 三 郎
9	拡大実験(創立総会)	1991(平03).05.28 新横浜国際ホテル	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	新 横 浜 RC 近 藤 襄
10	30 周 年 記 念	2000(平12).04.01 新横浜国際ホテル	森 宏	須 藤 保 夫	山 下 栄 蔵
11	第4・5グループ I.M	2006(平18).01.29 桐蔭学園	鶴 岡 武	河 渕 雄	遠 藤 一 典
10	40 周 年 記 念	2010(平22).03.19 新横浜国際ホテル	河 原 裕 典	若 山 誉	代々木 和男

幹事活動計画

幹事:高嶋 淳二

副 幹 事 : 小泉 豊



若山会長の指針に基づき、また、併せて過去の会長・幹事が繋いできた伝統を踏襲出来るよう理事・役員・各委員長・事務局の皆様との話し合いを重ね、クラブ活動が円滑に進むよう、快活で明るいクラブ運営を図って参りたいと思います。

今年度は若山会長の思いでもある「基本に帰る」を念頭に置き、各々の活動のサポートに注力したいと考えています。

幹事の役割としては、クラブが効果的に機能するように援助することが肝要と考えています。但し、クラブ活動は皆様の熱意ある取り組みに支えられて初めて成り立つものとも考えております。その為に皆様には様々な依頼をさせて頂く事となりますが、主旨ご理解頂きご協力頂く事を切に願う次第であります。

S.A.A活動計画

S.A.A:北原 弘文

副 S.A.A : 三好 智一 ・ 井上 幸治



ロータリーの本質である『親睦から奉仕へ』の源泉は、毎週開催される例会です。
したがって、例会こそが、ロータリーの基本活動といえます。

風格や気品のある雰囲気も大切ですが、会員一人ひとりがリラックスして、かつ、ロータリアンとしての使命を果たしやすい環境作りに取り組みたいと思います。

会計活動計画

会計:竹内 建

副 会 計 : 清水 裕之 ・ 肥塚 俊成



2014-15年度 予算表

(平成26年7月～平成27年6月)

会 計 竹内 建
副会計 清水 裕之
肥塚 俊成

I. 一般会計

[収入の部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	10,240,000	10,500,000	▲ 260,000	320,000x32名x100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	800,000	750,000	50,000	320,000x5名x100.0%x50.0%
入 会 金	500,000	500,000	0	100,000x5名x100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	100,000	100,000	0	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	11,690,000	11,900,000	▲ 210,000	

[支出の部]

科 目				予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本部 関 係	人 頭 分 担 金			179,520	187,000	▲ 7,480	5,610×32名×100.0% 年間\$55 \$1=¥102想定
	地 区 分 担 金			864,000	884,000	▲ 20,000	27,000×32名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金			128,000	136,000	▲ 8,000	4,000×32名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料			340,000	510,000	▲ 170,000	10,000×34名×100.0% 晩餐会2名分含む
	I ・ M			224,000	340,000	▲ 116,000	7,000×32名×100.0% 前年度同額
	地 区 協 議 会			170,000	264,000	▲ 94,000	10,000×17名×100.0% 義務者14名新人3名
	米 山 普 通 寄 付			160,000	170,000	▲ 10,000	5,000×32名×100.0%
	小 計			2,065,520	2,491,000	▲ 425,480	
総 務 関 係	例 会 費			2,386,800	3,010,000	▲ 623,200	70,200×例会場・例会数:34回×100.0%
	記 念 品 費			256,000	280,000	▲ 24,000	8,000×32名×100.0%(本人・配偶者)
	通 信 費			190,000	190,000	0	
	事 務 用 品 費			180,000	180,000	0	消耗品
	印 刷 費			430,000	430,000	0	
	リ ー ス 費 用			220,000	220,000	0	
	事 務 委 託 費			3,240,000	3,150,000	90,000	消費税増税分込
	備 品 費			30,000	30,000	0	
	交 際 費			200,000	200,000	0	
	雑 誌 文 献 費			160,000	160,000	0	4,000×40名×100.0%
	慶 弔 費			80,000	80,000	0	
	事 務 局 地 代 家 賃			0	0	0	0×0月×100.0%
	保 守 ・ 修 繕 費			10,000	10,000	0	
	特 別 積 立 金			0	0	0	
小 計			7,382,800	7,940,000	▲ 557,200		
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕			1,120,000	1,220,000	▲ 100,000	
	出 席			(10,000)	(10,000)	0	
	職 業 分 類			(10,000)	(10,000)	0	
	親 睦			(500,000)	(800,000)	▲ 300,000	
	雑 誌			(10,000)	(10,000)	0	
	会 報			(0)	(0)	0	
	会 員 選 考			(10,000)	(10,000)	0	
	会 員 増 強			(10,000)	(10,000)	0	
	プ ロ グ ラ ム			(100,000)	(100,000)	0	
	R 情 報			(10,000)	(10,000)	0	
	S ・ A ・ A			(10,000)	(10,000)	0	
	広 報			(200,000)	(100,000)	100,000	
	ク ラ ブ I T			(0)	(0)	0	
	予 備 費			(250,000)	(150,000)	100,000	
小 計			1,120,000	1,220,000	▲ 100,000		
支 出 合 計				10,568,320	11,651,000	▲ 1,082,680	
次 期 繰 越 金				1,121,680	249,000	872,680	(収入合計-支出合計)

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日 3,000 円 以上
配 偶 者 誕 生 日 5,000 円 以上
計 8,000 円 以上

一人8,000円以上

横浜緑ロータリークラブ
予算表(1/2)

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	1,000,000	1,200,000	▲ 200,000	記念品代(誕生日)8,000円×32名=256,000円含む
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,000,000	1,200,000	▲ 200,000	

[支 出 の 部]

科 目				予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕 社 会 奉 仕			200,000	200,000	0	
				330,000	430,000	▲ 100,000	
		社 会 奉 仕		(300,000)	(400,000)	▲ 100,000	
		環 境 保 全		(30,000)	(30,000)	0	
	国 際 奉 仕			270,000	320,000	▲ 50,000	
		国 際 奉 仕		(200,000)	(200,000)	0	
		ロータリー財団		(30,000)	(50,000)	▲ 20,000	
		米 山 奨 学		(40,000)	(70,000)	▲ 30,000	
	青 少 年 奉 仕	ポ リ オ プ ラ ス		(0)	(0)	0	
		青 少 年 奉 仕		200,000	250,000	▲ 50,000	
		青 少 年 奉 仕		(100,000)	(150,000)	▲ 50,000	
		インターアクト		(100,000)	(100,000)	0	
	R Y L A		(0)	(0)	0		
		小 計		1,000,000	1,200,000	▲ 200,000	
予 備 費			0	0	0		
支 出 合 計			1,000,000	1,200,000	▲ 200,000		
次 期 繰 越 金			0	0	0	(収入合計-支出合計)	

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 助 成 金	0	0	0	0×12ヶ月×100.0%
青 少 年 交 換 留 学 生 助 成 金	0	0	0	0×0ヶ月×100.0%
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	0	0	0	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 授 業 料	0	0	0	0×12ヶ月×100.0%
青 少 年 交 換 留 学 生 授 業 料	0	0	0	0×0ヶ月×100.0%
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	0	0	0	
次 期 繰 越 金	0	0	0	(収入合計-支出合計)

2014-15年度 予算集計表

(平成26年7月～平成27年6月)

	収 入			支 出		
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
一 般 会 計	年 会 費	10,240,000	10,500,000	本 部 関 係	2,065,520	2,491,000
	中途入会者年会費	800,000	750,000	総 務 関 係	7,382,800	7,940,000
	入 会 金	500,000	500,000	委 員 会 関 係	1,120,000	1,220,000
	ビジター登録料	100,000	100,000			
	雑 収 入	50,000	50,000			
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	1,121,680	249,000
	計	11,690,000	11,900,000	計	11,690,000	11,900,000
特 別 会 計 (奉仕の部)	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	ス マ イ ル	1,000,000	1,200,000	奉 仕 関 係	1,000,000	1,200,000
		0	0		0	0
		0	0		0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	0
特 別 会 計 (奨学生の部)	計	1,000,000	1,200,000	計	1,000,000	1,200,000
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	米山奨学生助成金	0	0	米山奨学生授業料	0	0
	青少年交換留学生助成金	0	0	青少年交換留学生授業料	0	0
		0	0	予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	0
	計	0	0	計	0	0
総 合 計		12,690,000	13,100,000	総 合 計	12,690,000	13,100,000

クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕委員会

- | | | |
|------|---------|---------|
| 委員長 | ： 河原 裕典 | |
| 副委員長 | ： 井藤 昭宏 | |
| 委員 | ： 大地 哲郎 | ・ 武藤 泰典 |
| | ・ 三好 智一 | ・ 田中 孝 |
| | ・ 小泉 豊 | ・ 井上 幸治 |
| | ・ 石川 輝久 | |



クラブ奉仕委員会はクラブ奉仕 8 小委員会の各委員長で構成されています。

クラブ奉仕委員会の責務は以下の通りで、クラブにとって大変重要な委員会と認識いたします。

- クラブの年次目標の達成に向けた委員会目標を立てる。
- ニーズ調査、計画、評価のプロセスを含めた奉仕プロジェクトを実施する。
- 地域社会でのクラブの認知度向上につながるようなクラブの代表的なプロジェクトを実施する機会を検討する。
- 他団体、ボランティア、委員と協力し、活動の成果を最大にする。
- プロジェクトの資金を調達するために募金活動を実施する。
- クラブのプロジェクトと活動に影響する責任問題(賠償責任など)を理解しておく。
- 広報委員会と協力し、奉仕プロジェクトが十分に認知されるようにする。
- 海外のクラブに働きかけ、国際的な親睦、奉仕、ボランティア活動における協力関係を築く。

以上のようにクラブ奉仕プロジェクト委員会活動は、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕に特に関連しています。

よって、今年度は 5 大奉仕(正・副)委員長会議をプロジェクト達成目的で、適時開催いたします。最も重要な課題は、全てのプロジェクトに全会員が参加・出席する為の活動をおこなう事です。

奉仕プロジェクトの作成・達成をするためには、会員の皆様のご協力無くして出来ません。会員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

出席委員会

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | ： 大地 哲郎 |
| 副委員長 | ： 村松 勇治 |
| 委員 | ： 井藤 昭宏 |



クラブ例会への出席はロータリアンにとって最も基本的な義務であり、権利であります。例会に出席することで、多くの仲間と知り合い友情と親睦を広めます。現在日本には 34 地区、2,289 クラブ、88,816 名のロータリアンが居ます。平均出席率は 70% 台が 5 クラブで 80% 前半が普通のようなようです。10 年前の 2004 年には 34 地区、2,331 クラブ、106,838 名のロータリアンが居ました。10 年間で 18,000 人が退会しています。

いかにこの 10 年間景気が悪かったかがこの数字から伺えます。アベノミクスで世の中少しづつ景気が上向きなのですがロータリーにもフォローウインドーが吹いてくれますでしょうか、祈っております。

本年度の目標は

- 1) 例会出席の意義を認識し出席率 80%を目指します。
- 2) 地区大会等のロータリー行事に積極的に参加します。
- 3) 欠席届を事務局に提出します。

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

RI 職業コード 分類 (参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
広告/ 広報関係	印刷及び広告	書籍販売		
		総合広告代理		
		印刷		
		看板広告	高嶋 淳二	横浜標識(株)
農業、漁業、 林業	農 林 及 び 園 芸	農業	森 一誠	(有)宮地
	畜 産	獣医		
建築及び エンジニアリング	電 気 及 び 通 信	電気設備		
		情報通信		
	電 子 機 器	電子試験機		
	建 築 材 料 及 び 室 内 装 飾	粉体塗装		
		建築材料		
		家具室内装飾		
		建設・リフォーム	浅井 優子	(有)宮前企画
		建築業		
銀行業 及び管財	金 融	都市銀行		
		地方銀行	肥塚 俊成	横浜銀行 中山支店
		信用金庫		
		証券業		
聖職及び その他宗教関係	宗 教	仏教	齊藤 清紀	(宗)福聚院
		神道		
コンピューター 及び情報システム	コンピューター機器	コンピューターシステム修復業		
地域及び 社会サービス	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	(株)エンディングナビゲーター
食品産業	食品及び嗜好品	レストラン		
		菓子店		
		酒店		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

RI 職 業 コー ド 分 類 (参 考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
建設、修理及び メンテナンス	建 設 業	建設請負業		
		鉄道建設		
		設備工事	村松 勇治	(株)ジェス
		電気工事		
		推進工事		
		建造物解体業	工藤 公仁	アリアンス(株)
		外装工事	三好 智一	(有)一傘
		水道営繕業		
教育	教 育	幼稚園		
		大学・高校・中学		
		大学		
		私塾		
政府	政 府	国会議員	江田 憲司	衆議院
		県議会議員		
		市議会議員		
保険及び 危機管理	保 険	保険代理業	北原 弘文	ソニー生命保険(株)
		損害保険	小泉 豊	(有)ライフクリエイト
法律	ビジネスサービス	社会保険労務士	若山 誉	若山社会保険労務士事務所
		情報サービス		
		弁護士		
		税理士	清水 裕之	(税)あおい会計事務所
		司法書士	清水 保代	清水司法書士事務所
		地域経済団体	餅田 実	横浜商工会議所
		経営コンサルタント	舟橋 金之介	(株)ビジネス/バリュークリエーション
管理	非 政 府 組 織 / 団 体 管 理 職	団体管理	石川 輝久	(福)神奈川県民間保育園協会

充填・未充填職業分類表

RI 職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
製造	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	(株)武藤電機
		建設機械	山下 栄蔵	山下工業(株)
		機械製造		
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	アジア物性材料(株)
		銃器及び火薬		
		保安機器・錠前		
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		金型製造		
マーケティング 及び販売	衣 料	洋品店		
		洋服店		
		呉服店		
	木 材	輸入木材販売	井藤 昭宏	ガーデンハーツ(株)
		文房具		
	日 用 品	スーパー		
		文房具		
	自 動 車	自動車販売		
		自動車整備	露木 健造	(株)霧が丘ガレージ
	小 売 業	ゴルフ用品販売		
		生花販売	井上 幸治	(有)グリーンステージ
サービス産業	衛 生	クリーニング店		
		理容	天野 正昭	(株)企画室ゴン
	美 容 及 び 整 形	美容院		
		ホテル		
	ホ テ ル 及 び 観 光	旅行斡旋業		
		警備保障		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

RI 職 業 コー ド 分 類 (参 考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
医療及び ヘルスケア	医 術	内科医		
		外科医		
		小児科医		
		産婦人科医		
		整形外科医		
		耳鼻咽喉科医		
		眼科医		
		歯科医	加藤 喜夫	「愛誠」歯科
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	横浜新緑総合病院
		病院		
		専門病院		
		薬局		
		調剤薬局	大野 富生	(株)さなえ
不動産	不 動 産	不動産業	竹内 建	(株)スマイループ
		不動産賃貸	田中 孝	亀長
		ビル賃貸	飯田 正男	(株)アミューズ
		土地賃貸		
運輸	運輸及び倉庫業	運送業		
		倉庫業		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	(株)横浜ドリームライン
計理及び 金融業	(未 設 定)			
アート及び デザイン	(未 設 定)			
コミュニケーション/ ニュース報道関係	(未 設 定)			
娯楽及び スポーツ	(未 設 定)			
人事関係	(未 設 定)			

充填・未充填職業分類表

RI 職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
軍役	(未 設 定)			
警察など	(未 設 定)			
科学、数学 及び技術	(未 設 定)			
社会科学	(未 設 定)			
その他	(未 設 定)			
充 填			32	
未 充 填			63	

職業分類・会員選考委員会

委員長：武藤 泰典
副委員長：加藤 喜夫
委員：山下 栄蔵



会員増強委員会等、関係する他の委員会、並びに、全会員と協力しながら、職業分類表の、未充填の職業の方を中心に、入会候補者を発掘していきたいと思います。その中で、入会を希望する方が居れば、その方と面談し、ロータリアンとして相応しい方を選考し、入会を勧めたいと思います。

親睦活動委員会

委員長：三好 智一
副委員長：下中 英輝
委員：齊藤 清紀
・ 北原 弘文
・ 河原 裕典
・ 飯田 正男
・ 大地 哲郎
・ 武藤 泰典
・ 露木 健造



親睦活動委員会は最も基礎的な奉仕活動です。親睦から始まり奉仕を生むという特色でロータリーが歴史の中で発展してきたことから、親睦活動がロータリーの出発点となっております。

ロータリーの第一の活動である親睦活動において、会員同士や家族を含めての親睦を深め、自己啓発を進めながら、奉仕していくことを目指して親睦活動を推進していきたいと思います。

また各委員会との協調を図りながら親睦活動を進めてまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年度親睦活動予定

2014年(平成26年)

7月 2日(水)	天野会長、清水幹事 慰労会
7月30日(水)	夜間移動例会
8月20日(水)	暑気払い
9月11日(木)	親睦ゴルフコンペ
10月29日(水)	夜間移動例会
11月13日(木)	親睦ゴルフコンペ
11月26日(水)	移動例会 バザー
12月17日(水)	クリスマス家族会
12月27日(土)	忘年会

2015年(平成27年)

1月14日(水)	新年会
3月13日(水)	千葉緑 RC 合同例会(千葉緑 RC 主催)
4月 1日(水)	春の家族会
5月27日(水)	横浜田園 RC 合同例会(横浜緑 RC 主催)
6月18日(水)	期末懇親会 一泊二日

他親睦活動予定

野球同好会、チャリティゴルフコンペ、新入会員歓迎会

雑誌委員会

委員長：田中 孝
副委員長：大野 富生
委員：鶴岡 武



我が国では国際ロータリーから認定された「ロータリーの友」が毎月発行されております。これには、日本国内はもとより世界中のロータリー活動の様子が報告されています。

ロータリアンは各自これを読んで、ロータリーに対する理解を深め、活動に生かしたいものです。とは言っても本業に忙しい会員のこと、なかなか読み通せないのが実情でしょう。

会員の共通認識として理解して頂きたいこと、当クラブの活動に関係深いもの、興味深いものなどを、毎月例会で報告致します。

会員各位が少しでも多く読んで頂けるようになれば幸いです。

クラブ会報委員会

委員長：井藤 昭宏
副委員長：石川 輝久
委員：舟橋 金之介



会報を通じてクラブ活動、例会など様々な情報を記録・発信しそれらをシンプル且つ正確に伝えることを目指していく所存です。会員及び関係者間にて情報共有できる源として【情報の社交場】となる会報作りを目標にしたいと思えます。

尚、IT 活用、効率及び環境保全も考慮に入れ、クラブ HP の電子化情報掲載を最大限利用することによるペーパーレス化活動にも努め情報紙としての印刷物を必要最小限にし、どうしても必要という会員以外発行しない方向にもっていきたいと思えますので、会員の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

会員増強委員会

委員長：小泉 豊
副委員長：下中 英輝
委員：肥塚 俊成



ここ数年、会員増強は大変厳しい状況です。ロータリー活動を活発なものとするために会員増強は必須かと存じますが、委員会だけで出来るものではなく、全会員が意識する事で増強が図れるものと考えます。

具体的には、会員一人につき一人の紹介(見学者)を目標に今年度の増強を会員全員の目標としていただきたく、ご指導・ご支援を賜りたくお願い申し上げます。また、前会員のご子息、前会員自身などにも再度勧誘を提案してまいりたいと存じます。

2014-15年度(平成26-27年度)
横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

	2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
月間		会員増強 及び拡大月間	新世代のための 月間	職業奉仕月間	ロータリー財団 月間	家族月間 定例年次総会
第1週	2日 定例理事会 会長・幹事新任挨拶 若山会長 高嶋幹事	6日 定例理事会 新年度計画発表 清水会計 小泉会員増強委員長	3日 定例理事会 清水インターアクト・RYLA委員長	1日 定例理事会 横浜商工会議所	5日 定例理事会 大野R財団委員長	3日 定例理事会 年次総会
	9日 新年度計画発表 北原SAA 下中青少年奉仕委員長	13日 休会 夏休み 定款第6条第1項c	10日 イニシエーション 肥塚会員	8日 ガバナー公式訪問	12日 緑法人会	10日 緑区長
第3週	16日 新年度計画発表 飯田国際奉仕委員長 工藤社会奉仕委員長	20日 鶴岡R財団補助金委員長	17日 イニシエーション 舟橋会員	15日 移動例会 職場見学会	19日 移動例会 スピーチ大会	17日 夜間移動例会 クリスマス家族会
第4週	23日 新年度計画発表 浅井職業奉仕委員長 河原クラブ奉仕委員長	27日 大地出席委員長 三好親睦委員長	24日 クラブ協議会 ガバナー補佐訪問	22日 井藤クラブ会報委員長	26日 移動例会 バザー	24日 井上プログラム委員長 武藤職業分類・会員選考委員長
第5週	30日 夜間移動例会 天吉(関内)			29日 夜間移動例会 未定		31日 休会 定款第6条第1項c
地区など行事	4日 地区役員・G補佐・ 地区委員会全体会 議 5日 2014-15YE派遣学 生オリエ・結団式・ 壮行会 5日 YE委員会 8日 地区拡大増強・退 会防止セミナー 17日 研修リーダー会議	4日 青少年奉仕委員長会議 19日 米山奨学委員長会議 22日 クラブ奉仕委員長会議	5日 地区R財団セミナー 11日 職業奉仕委員長会議 19日 社会奉仕委員長会議	6日 国際奉仕委員長会議 7日 地区大会記念チャリ ティーデイナーパー ティー 14日 地区大会記念チャリ ティールーフ大会 23日 雑誌委員長会議	7日 地区大会 8日～8日(土) 25日 R財団地域セミナー 27日 ロータリー研究会 (～28日) 28日	
	2日 天野会長・清水幹 事慰労会 16日 経営研究会 (18:30～希)	20日 暑気払い (18:30～希) 20日 経営研究会 (18:30～希)	11日 親睦ゴルフ 17日 経営研究会 (18:30～希)	こども動物園 (緑区民祭) 15日 経営研究会 (18:30～希)	9日 スピーチ大会 13日 親睦ゴルフ 19日 経営研究会 (18:30～希)	27日 忘年会
クラブ行事						

※インターアクト年次大会、ローターアクト地区大会は、現時点では未定。

2014-15年度(平成26-27年度)
横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

	2015年1月	2015年2月	2015年3月	2015年4月	2015年5月	2015年6月
月間	ロータリー 理解推進月間	世界理解月間	識字率向上月間	雑誌月間		ロータリー 親睦活動月間
第1週	7日 休会 正月休み 定款第6条第1項c	4日 定例理事会 緑消防署長	4日 定例理事会	1日 定例理事会 春の家族会(夜間移動例会)	6日 休会 振替休日	3日 定例理事会 一年を省みて 河原クラブ奉仕委員長 浅井職業奉仕委員長 工藤社会奉仕委員長
第2週	14日 定例理事会 会長・幹事新年挨拶 若山会長 高嶋幹事	11日 休会 祝日	11日 移動例会 千葉緑合同例会	8日 田中雑誌委員長	13日 定例理事会 次年度計画について 露木会長エレクト	10日 一年を省みて 飯田国際奉仕委員長 下中青少年奉仕委員長 北原SAA
第3週	21日 緑警察署長	18日 齊藤環境保全委員長 餅田米山奨学委員長	18日 移動例会 米山記念館見学	17日 夜間移動例会 7クラブ合同例会	20日	18日 期末懇親会 一泊二日 クラブゴルフ18日
第4週	28日	25日	25日	22日	27日 夜間移動例会 横浜田園RC合同例会	24日 会長・幹事期末挨拶 若山会長 高嶋幹事
第5週				29日 休会 定款第6条第1項c		
地区など行事	18日 国際協議会(サンディエゴ): ~24日)暫定 24日	8日 2015-16R財団奨学生オリエンテーション 23日 ロータリー創立記念日・世界理解と平和の日	17日 会長エレクト研修セミナー(PETS) 26日 第4・5G I.M			4日 クラブ事務局員連絡会 7日 RI国際大会(グランパワロ~10日) 18日 現・次地区役員・G補佐・地区委員長引継会議
クラブ行事	14日 新年会(18:30~希) 21日 経営研究会(18:30~希)	1日 職業講話 18日 経営研究会(18:30~希) 28日 クラブ創立記念日	親睦ゴルフ(千葉緑RC合同) 18日 経営研究会(18:30~希)	15日 経営研究会(18:30~希)	20日 経営研究会(18:30~希)	18日 親睦ゴルフ

プログラム委員会

委員長：井上 幸治
副委員長：江田 憲司
委員：露木 健造



本年度のプログラムと致しましては、ロータリーをより深く知る を念頭に、各委員会委員長に卓話をお願いし、各委員会の相互理解をはかりロータリー活動に寄与していきたいと思っております。その一環と致しまして米山記念館見学等を計画しております。

外部卓話者に関しましては、地元地域で活躍されている方を中心にお願いする所存です。

年間行事には、会員の皆様が積極的に参加していただけるよう会長 幹事 各委員長様に御協力をたまわり楽しく充実したプログラムをと考えておりますので、会員皆様方のご協力 御支援をよろしくお願いいたします。

ロータリー情報・広報・クラブIT委員会

委員長：石川 輝久
副委員長：天野 正昭
委員：北原 弘文



地区方針に従って、公共イメージと認知度の向上を図り、ロータリーの友を教科書として勉強し、研修会、委員会等を魅力的、効果的に行うよう心がける。

事業として

- ・ 新緑消防署へ協賛名入り標語看板の寄贈。(地域防災活動)
- ・ 横浜北部少年野球大会へのロータリー杯の協賛。(青少年の健全育成活動)
- ・ 都筑ミュージックビートへのロータリー賞の協賛。(青少年の健全育成活動)

等を行っていく。

尚、今年度より「クラブ研修リーダー」が新設される事になり、クラブ内での認知・役割の確立・運営に協力していく。

職業奉仕委員会

職業奉仕委員会

委員長：浅井 優子
副委員長：下中 英輝
委員：舟橋 金之介



ロータリー五大奉仕部門の一つである職業奉仕は、あらゆる職業の携わる中で、奉仕の理想をいかしていき、クラブ、会員個人が共に育成支援することである。

職業奉仕の概念は、＜ロータリーの綱領＞にもある

1. 職業奉仕の道徳的水準を高めること。
2. 有用な職業は、すべてのその価値を認めること。
3. 各ロータリアンの職業を社会奉仕の一つの機会として品位あらしめること。

よって、例会をはじめとする様々な会合の場にて、会員の職業関係のスピーチ、業務専門家や成功者等の講話、優良事業所の見学など、会員皆様のご意見をクラブフォーラム等で伺いながら行っていきたいと思います。

皆様のご支援、ご協力をお願い致します。

最後に 2014 年1月の RI 理事会においてロータリーの行動規範が改訂されましたので記載いたします。

ロータリーの行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。

社会奉仕委員会

社会奉仕委員会

委員長：工藤 公仁
副委員長：齊藤 清紀
委員：森 一誠



ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確にするために、その原則は次のようにまとめられている。

「社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりが「超我の奉仕」を実践する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、全てのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値することであり、社会的責務である」。

この精神に基づき、社会奉仕活動を促進・実践して行きたいと思います。

予定プロジェクト：

- ① 区民祭り移動動物園
- ② 地域のニーズに見合ったプロジェクトの検討・実施。

よろしくお願い申し上げます。

環境保全委員会

委員長：齊藤 清紀
副委員長：加藤 喜夫
委員：天野 正昭



会長並びに地区方針に従って、諸外国の環境破壊の現状や、それぞれの国の対策を学び、地域社会の現状に対応出来ることを研修し、効果的に行うよう心がける。

国際奉仕委員会

国際奉仕委員会

委員長：飯田 正男
副委員長：大野 富生
委員：餅田 実



ロータリーの国際奉仕は、ロータリーの世界的発展の賜物です。奉仕の理想の共鳴が世界中に広がり自己の繁栄と公共への奉仕の両立。

(最も良く奉仕する者、最も多く報いられる。)アーサー・フレデリック・シェルドン

ロータリー哲学の信奉仕者が約 120 万人に増え、200 以上の国と地理的地域に散在することによって成り立っています。すなわち志を同じくする人が手をつなぐことによって、期せずして、国際親善、国際理解ができるということです。

こうして世界のロータリアンが、その善意を交換し、理解を深めることによって世界平和を打ち立てることが、ロータリー国際奉仕の狙いなのです。

現在RIは、END POLIO. NOW キャンペーン実施

ポリオの無い世界まで本当に「あと、少し」です。子供たちがポリオによって二度と体の自由を奪われないよう、今こそポリオの無い世界を実現しましょう。

活動参加、募金協力の働きかけや、寄付をして歴史の 1 ページを刻みましょう。

ビル&メリンダゲイツ財団(以下ゲイツ財団とする)は、2018 年 6 月末日までの 5 年間、年間 3500 万ドルを上限として、ロータリーに委ねられたポリオ撲滅の為の寄付に対して、ゲイツ財団が 2 倍の額を上乗せすることを、発表しました。

これまでにポリオ感染が確認されている国は、アフガニスタン、パキスタン、ナイジェリアの 3 か国です。撲滅しないか限り危険にさらされているのが現状です。

私たちが今すぐに簡単にできる事があります。皆さんが買われているペットボトルのキャップを集めることです。小さなキャップ 80 個分でワクチン 1 人分になるのです。

フィリピン台風被災地支援

フィリピン・シキホール島日本親善大使 原田叔人様 支援活動

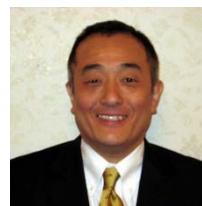
古着プロジェクト継続

台湾斗六北区ロータリークラブとの共同プロジェクト企画し、支援活動実施しながらお互いに、友好関係を深め、友好クラブ、姉妹クラブに向け協力していきましょう。

ロータリー財団、グローバル補助金の活用検討

ロータリー財団委員会

委員長：大野 富生
副委員長：鶴岡 武
委員：田中 孝



ロータリー財団の使命は、ロータリアンが健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

会員の皆様にロータリー財団の活動を理解していただき、財団のプログラムの募金活動を積極的に協力していただきたいと思います。

ご協力よろしくお願いいたします。

米山記念奨学委員会

委員長：餅田 実
副委員長：山下 栄蔵
委員：村松 勇治



日本のロータリーに最もふさわしい国際事業である奨学事業を推進する米山記念奨学委員会として会員に対してこの事業に深い理解と協力を得られるよう努力してきたいと思います。

そのために、今年度地区方針に則り、

1. 地区委員、奨学生、学友などによる卓話
2. 奨学生、学友などの懇親会

など開催し、情報収集、交流に取り組み、事業促進を図ってまいります。

そしてこの事業の財源は全国ロータリアンからの寄付金であるので当クラブにては、毎年各会員に対し普通寄付 5,000 円、特別寄付 20,000 円をお願いしているので、今年度もよろしくお願いいたします。

青少年奉仕委員会

青少年奉仕委員会

委員長：下中 英輝
副委員長：清水 保代
委員：三好 智一



近年、学校教育に関する考え方が様々になり、青少年達が勉強だけではなく実践的、社会的な活動と共に培う教育が考えられてきました。

そんな中で、ロータリークラブ青少年奉仕は青少年が活動できる場として、大きく4つのセクションがあり、ローターアクト(18～30 才)、ライラ(14～30 才)、インターアクト(12～18 才)、青少年交換(15～19 才)クラブ委員会ある程度の年代に分けられています。

そんな中、ロータリアンと青少年一人一人が共に奉仕活動やオリエンテーションを行う機会を沢山作っていかうと思います。

横浜緑 RC は桐蔭学園インターアクトクラブのスポンサークラブでもあり、地区のライラ委員も居ますので、前委員長の意思を継ぎインターアクト、社会奉仕、職業奉仕委員長などと相談をし、青少年と共にできる活動を行いたいと思います。

そこで、今まで継続している行事で霧が丘中学、外国人日本語学校青山スクールとのコラボ企画、日本語スピーチ大会の実施支援、地域少年野球大会、青少年音楽祭都筑ミュージックビートの開催支援を引き続き行いたいと思えます。

微力ながら委員全員で力を合わせて取り組んでまいりますので、会員皆様の多大なるご指導ご協力をよろしくお願いいたします。

インターアクト・RYLA 委員会

委員長：清水 保代
副委員長：三好 智一
委員：齊藤 清紀



インターアクトは 12～18 歳の若者を対象とし、高校または地元地域をベースとするクラブです。インターアクトクラブは、ボランティア活動と国際理解を中心に活動しております。提唱クラブである桐蔭学園高等部インターアクトクラブの今年度の活動計画として以下 3 点を掲げています。

- ① 社会奉仕活動
- ② 国際理解
- ③ 親睦活動等の手助け・支援

このような活動を通して青少年の育成を推進して行きたいと思っております。

RYLA(Rotary Youth Leadership Awards)は、ロータリー青少年指導者育成のために、年齢制限はありませんが、14 歳から 18 歳まで並びに 19 歳から 30 歳までの青年男女が自らの自己啓発と指導力を育成するための、ロータリー主催で行われる、若者のためのリーダーシップ育成プログラムです。今年度も地区委員会の委員方々と一丸となって活動をすすめて参ります。

*ロータリークラブ定款

横浜緑 ロータリークラブ

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
(該当する場合)：
7. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称(1つを選択する)

■ 本会の名称は、横浜緑 ロータリークラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域(1つを選択する)

■ 本クラブの所在地域は、次の通りとする。

神奈川県 横浜市

第4条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。
具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

* 国際ロータリー細則は、RI に加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採用することと規定している。

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

■ 第6条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合

合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

- (d) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(b)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

第2節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。
- (b) 衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

第7条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 — 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求すべきである。本節の下における移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。
- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの

会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から30日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本クラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。

第5節 — 衛星クラブの会員。衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第6節 — 二重会員。同時に、本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にロータリーアクトクラブの会員になることはできない。

第7節 — 名誉会員。

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第8節 — 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第9節 — RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節 — 一般規定。

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すも

のでなければならない。

- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限。 5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

■ **第1節 — 一般規定。** 各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出

席すること。または、

- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 — 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由から12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であ

り、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — RI役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席の記録。本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営(該当する場合)。衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする
- (b) 衛星クラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chairman)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとす

る。

第12条 会員身分の存続

第1節 — 期間。 会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結。

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
 - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、

- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および

び、

- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合
(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題といふべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 — 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第15条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

- (a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会

員のみを指定することができる。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正。定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、S. A. A. および5名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近の過去会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち、5名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS. A. A. である。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・ 会員記録の整理保管
- ・ 会合における出席の記録
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これをR I に送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S. A. A. (会場監督)

S. A. A. は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分に開催するものとする。但し、第5週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第9条第3節（b）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第2節 会費

会費は年額30万円とする。

第3節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第4節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の12月31日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の五委員会とする。

- ・クラブ奉仕委員会(旧・クラブ管理運営委員会)
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会

(b) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

(e) 会長は、理事会の承認により、各委員会下部に設置された委員会をその年度に限り統合することを可能とする。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ管理運営の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・出席委員会
- ・職業分類委員会
- ・親睦活動委員会
- ・雑誌委員会
- ・クラブ会報委員会
- ・会員選考委員会
- ・会員増強委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・広報委員会
- ・クラブ I T 委員会

(b) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

(b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・人間尊重委員会
- ・地域発展委員会
- ・環境保全委員会
- ・協同奉仕委員会

(b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・世界社会奉仕委員会
- ・ロータリー財団委員会
- ・米山奨学委員会
- ・ポリオプラス委員会

(b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第6節 青少年奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、青少年奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・インターアクト委員会
- ・ローターアクト委員会
- ・RYLA委員会

(b) 青少年奉仕委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ青

少年奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (c) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員会委員長と青少年奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる

(e) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(f) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に

関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

(k) クラブIT委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

(b) 地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

(c) 環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

(d) 協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かっての社会奉仕活動を行うものとする。

(b) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(c) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

(d) ポリオプラス委員会

この委員会は、2005 年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(a) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(b) ローターアクト委員会

この委員会は、18歳から30歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

(c) RYLA委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第11条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第2節

R Iに対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第3節

第2節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の2名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節

第3節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第5節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第6節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 入会手続き方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず

わらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第13条 名誉会員推薦手続き方法

第1節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴20年以上
- (c) 推薦者7名以上

第2節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされたらば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成 19)年 6 月 6 日 改定
- ・ 2008(平成 20)年 4 月 23 日 改定
- ・ 2010(平成 22)年 10 月 27 日 改定
- ・ 2013(平成 25)年 7 月 24 日 改定

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

S. A. A.

会計

但し、会長エレクトが理事会に上申を行い、承認を得た場合はこの限りではない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成19)年 6月 6日 改定
- ・ 2008(平成20)年 4月 23日 改定

横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は本クラブが会員に対する慶事、弔事傷病又は、被災に付いて慶弔見舞を行う際に適用する。

（ 慶事 ）

第2条 1. 会員が結婚する場合は祝電及び3万円の祝金を贈呈する。
2. 会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。
3. 会員が公に表彰を受け又は特別の栄誉を浴し理事会が相当と認めた時は2万円程度の記念品を贈って慶祝する。会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。

（ 弔事 ）

第3条 会員及び家族が死亡したとき。
1. 会員が死亡した時は花輪、弔辞と共に5万円の弔慰金を献上する。
2. 会員の配偶者が死亡した時は花輪と2万円の弔慰金を献上する。
3. 会員の家族（一親等の尊属又は生計を共にする一親等の卑属）が死亡した時は1万円の弔慰金を献上する。
4. 当クラブに対し特別の功労があったと認められる人については理事会の議を経て、花輪と弔慰金を献上する。

（ 傷病 ）

第4条 会員が傷病により30日以上入院、加療した場合はクラブより2万円の見舞金を贈呈する。

（ 被災 ）

第5条 会員の事業所又は住居等が火災、水害又は不慮の災害等により損害を受けた場合、3万円の見舞金を贈呈する。但し、天災地変の場合は除く。

（ 通知義務 ）

第6条 会員は本規程の適用を必要とする事態が発生した場合、速やかにクラブに通知する。

（ その他 ）

- 第7条
1. 本規程適用範囲の認定其の他、この規程に定めない事項は理事会の議を経て決定する。
但し緊急を要する場合、会長、幹事の専決により執行し理事会に報告承認を求める。
 2. 本規程により祝金、祝品及び弔慰金、見舞金を受けた会員は其の返礼はしない事にする。

付則

改定履歴

- ・ 1994(平成 6)年 7 月 1 日 改定
- ・

R.I 関係事務所アドレス

国際ロータリー世界本部 ROTARY INTERNATIONAL

One Rotary Center, 1560 Sherman Avenue, Evanston, Illinois 60201, USA
URL <http://www.rotary.org/>

国際ロータリー日本事務局

〒108-0073 東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 24F
Tel クラブ・地区支援室 03-5439-5800 (旧・奉仕室)
財団室 03-5439-5805
経理室 03-5439-5803
資料室 03-5439-5802
Fax 共通番号 03-3903-3781

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階
Tel 03-3434-8681
Fax 03-3578-8281
URL <http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>

ロータリー文庫

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階
Tel 03-3436-6456
Fax 03-3459-7506
URL <http://www.rotary-bunko.gr.jp/>

一般社団法人 ロータリーの友事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4 階
Tel 03-3436-6651
Fax 03-3436-5956
URL <http://www.rotary.or.jp/>

国際ロータリー第2590地区(ガバナー事務所)

〒231-0033 横浜市中区長者町 4-9-1 YS関内ビル 3 階
Tel 045-650-2590
Fax 045-650-2591
E-Mail rid2590@nifty.com
URL <http://homepage2.nifty.com/rid2590>



LIGHT UP ROTARY

District 2590
Rotary
YOKOHAMA-MIDORI

